



鈴鹿市桜島町三丁目11-2
株式会社 ADI
代表取締役 安田 克志

様

道路工事等施行承認書

令和4年1月24日付けで受理した道路工事等施行承認申請については、道路法第24条の規定により、次のとおり承認します。

令和4年1月28日

鈴鹿市長 末松 則子



施工の場所 場所 鈴鹿市 野町中二丁目102 外 地先
路線名 市道 野町中二丁目325号線

施工の目的 宅地造成に伴う道路整備の為

施工の明細 面積58.25m²
排水管接続塩ビ管φ250 1箇所, Tマーク 1箇所, 小口止め 1箇所, 既設汚水管
撤去 1箇所, L型側溝350撤去, 舗装復旧A=58.0m²

工事期間 許可日から 210日間

許可条件

- 1 道路の加工に関する工事に要する一切の費用は申請者の負担とし、許可条件に違反したり、本加工に関する工事に起因して道路・水路及び附属物を破損したときは、申請者の負担で原状回復すること。
- 2 工事を着手しようとするときは、工事着手届を提出すること。ただし、承認の日から7日以内に工事が完成できる場合は工事着手届を要しない。
- 3 工事施行に先立ち、申請図書が現地と整合しない場合は、速やかに報告し協議すること。
- 4 道路掘削等交通に支障を与える工事にあたっては、工事着手前に道路交通障害に関する通知を提出すること及び所管警察署長の許可を受けること。また地域住民及び地元関係者等に周知すること。
- 5 第三者から異議がある場合は、申請者が解決すること。
- 6 工事中は、一般通行に支障のないよう十分注意し、危険防止のための措置（さく、覆い、赤色灯、標識及び交通整理員等）を講ずること。
- 7 近隣に通行障害を伴う工事がある場合、工事担当者と協議し、道路交通に支障のないよう調整を図ること。
- 8 工事車両の通行ルートにおける舗装・橋梁等の損傷について、事前に調査し、損傷があれば事前に写真撮影とともに立会いを行うこと。
- 9 道路路面の復旧方法は、鈴鹿市道路路面復旧基準によること。また占用物件を設置後、埋め戻し転圧（特に人孔の周辺）を十分に行い、原則として直ちに仮舗装復旧を施工し、その後適切な養生期間を経て、速やかに本舗装復旧を施工すること。
- 10 鈴鹿市道路・法定外公共物占用許可基準を遵守すること。
- 11 工事が完了したときは、工事完了届を提出し、必要により検査を受けなければならない。